

5 財政健全化指標

地方公共団体の財政の健全化に関する法律(平成19年6月法律第94号。以下「自治体財政健全化法」という。)に定められた4つの指標(実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率)については、表17の通りです。

荒川区における指標は、いずれも早期健全化基準を下回っています。

<表17 財政健全化指標>

	19年度	荒川区における 早期健全化基準
実質赤字比率		11.25
連結実質赤字比率		16.25
実質公債費比率	6.1	25.0
将来負担比率		350.0

注1 実質赤字額及び連結実質赤字額がないため、記載は「 」としています。

2 将来負担比率は数値がマイナスのため、記載は「 」としています。

6 今後の取組

荒川区では、今回、新方式による財務書類4表を作成しましたが、公会計改革の取組を今後一層推進していきます。

年次財務報告書の作成

今回作成した財務書類に加え、各施策分野別の財務情報、事業の実績・成果などを盛り込んだ年次財務報告書を今年度より作成します。

資産管理の充実

今回は、公共資産のうち売却可能資産について個別に時価評価を行いました。今後、売却可能資産以外の行政財産やインフラ資産についても時価評価を実施し、資産台帳の整備を進め、資産管理の充実を図っていきます。

債権管理の充実

今後、一定額以上の債権について個別評価を行い、回収不能見込額などの精度を向上させるなど、債権管理の充実を図っていきます。